

タイトル	札幌地判平成28年3月11日（判例集未登載）（札幌連続ボンベ爆発事件第一審判決）
著者	神元，隆賢；KANMOTO, Takayoshi
引用	北海学園大学法学研究，52(1)：79-91
発行日	2016-06-30

五回にわたり警察署駐車場等にてガスボンベを破裂させ一名を負傷させた場合について、激発物破裂罪等の成立を認め懲役一八年を言い渡した事例（札幌連続ボンベ爆発事件第一審判決）

札幌地裁平成二八年三月一日判決（控訴）

（平二六（わ）三九六号…住居侵入、激発物破裂、建造物侵入、現住建造物等放火、現住建造物等放火未遂、窃盜被告事件）

（判例集未登載）

神 元 隆 賢

【事実の概要】

被告人（当時五一歳）は、平成二五年一月二七日から同年一二月二日までの間、四回にわたり、札幌市北区内のコン

ビニエンスストア四店舗において年賀はがき約一、九一二枚（販売価格合計約一九万五、三五二円）を窃取した（窃盜事件）。

被告人は札幌方面北警察署（以下「北警察署」）に所属する警察官が行った窃盜事件等への捜査に対する不満等から、同

署及び同署に所属する警察官らへの恨みを募らせ、

(一) 平成二六年一月二七日、札幌市北区の北警察署駐車場において、駐車中の同署職員使用の普通乗用車後部付近の雪面にカセットガスボンベ（以下「ガスボンベ」）三本、着火剤及びろうそく等を置き、これに火を放ち、燃え上がった炎の熱によりガスボンベ二本を順次破裂、爆発させ、よって、同車のリアバンパー等を損壊（損害見積額二〇万四、九九二円）するとともに公共の危険を生じさせ（第一事件）、

(二) 同年二月二〇日、札幌市北区の大型量販店に正面出入口から侵入し、同店二階靴売り場においてガスボンベ二本及びコットン等を入れたビニール袋の上に固形燃料等を乗せたものを商品陳列棚の奥に置き、これに火を放ち同店を焼損しようとしたが、スプリンクラーが作動して放水を行ったことなどにより、陳列されていた商品及びその紙箱を焼損させたにとどまり（第二事件）、

(三) 同年三月一八日、札幌市北区の大型スーパーの立体駐車場に駐車場入口から自己が使用する普通乗用車を運転して侵入し、同駐車場に駐車中の普通乗用車後部付近の床面にガスボンベ二本及び着火剤等を置き、これに火を放ち、ガスボンベ二本を順次破裂、爆発させ、同車のリアバンパーアッ

ンプリー等を損壊（損害見積額五万六、二〇〇円）するとも公共の危険を生じさせ（第三事件）、

(四) 同年三月二七日、札幌市北区のホームセンターの男子トイレ内に侵入し、大使用個室にガスボンベ五本、着火剤、画びょう数十個等を置き、これに火を放ち、ガスボンベ五本を順次破裂、爆発させ、それらの火をトイレの壁などに燃え移らせ、トイレ及びトイレ共用部分を焼損（焼損床面積合計約三四・七五平方メートル）、一名を頭部へのやけどにより負傷させ（第四事件）、

(五) 同年四月三日、札幌市北区の人が現住する警察公宅に出入口から侵入し、一階階段踊り場において、ガスボンベ五本、着火剤、釘約二、〇〇〇本等を置き、これに火を放ち、ガスボンベ三本を順次破裂、爆発させ、警察公宅出入口の引き戸の窓ガラス等を損壊（損害額合計三三万六、五一八円相当した）（第五事件）。

第一ないし第五事件の犯行当時、すべての現場に被告人がいたことは、防犯カメラ、ドライブレコーダーなどの記録で明らかであった。さらに、第一ないし第五事件では、北警察署や報道機関当てに五通の犯行声明文（以下「犯行声明文一」ないし「五」）が送付または遺留されていたところ、被告人方

の寢室の押入れの布団の間からは、犯行声明文五通を作成し、送付または遺留する際に使用されたと認められるノート、封筒、ゴム印、テンプレート、犯行声明文五の続きの番号が付された書きかけの犯行声明文が発見、押収された。被告人方からはさらに被告人が記載した画用紙メモが押収されたが、これには、第一ないし第五事件で使用されたガスボンベの商品名や製造メーカー等が記載されており、これは実際に犯行に使用されたガスボンベの商品名と一致していた。さらに、画用紙メモには、犯行声明文五に記載された北警察署所属の異なる部署に所属する一〇名の警察官の姓のうち八名の姓が記載されていた。また、第二事件の犯行現場に遺留された二本のガスボンベのうち一本に「五カ」と記載された紙片が付着していたところ、これは被告人方から押収された新聞紙面にあった剥離痕と形状が一致し、重ね合わせると整った文面となるものであった。

以上の事案につき、検察官は、窃盗事件について窃盗罪、第一事件について激発物破裂罪、第二事件について建造物侵入罪及び現住建造物等放火未遂罪、第三事件について建造物侵入罪及び激発物破裂罪、第四事件について建造物侵入罪及び現住建造物等放火罪、第五事件について住居侵入罪及び激

発物破裂罪が成立するとして、懲役二〇年を求刑した。

これに対し、弁護士及び被告人は、窃盗事件については認められたものの、第一ないし第五事件については、被告人方から押収された上記の犯行声明文作成に使用された道具や書きかけの犯行声明文等は平成二六年三月一三日に真犯人と思しき人物によって被告人方に投函されたものであること、画用紙メモは、被告人が犯人を推理しようと考えをまとめるために、そのとき一緒に投函されたコピー用紙に記載された内容を画用紙に転記したものであること、ガスボンベに付着していた紙片は後から付着させることも可能で証拠としての信用性がないこと、被告人は北警察署に恨みをもっておらず動機がないこと等から、被告人が犯人ではないと主張した。

なお、本件は裁判員裁判である。

### 【判旨】

有罪（懲役一八年）。

画用紙メモについて、「少なくとも、第四事件で使用された五本のガスボンベ、及び、第五事件で使用されたもののうち二本のガスボンベは、一見しただけでは商品名等を把握できない程度に焼け焦げた状態で発見されており、警察がこれら

の焼け焦げたガスボンベの商品名等を把握したのは画用紙メモが被告人方から押収されたよりも後の時点であったから、少なくともこれらの焼け焦げたガスボンベの商品名等は、画用紙メモが作成された時点では、犯人以外の人物には報道等によっても知り得ない事実といえる。……この事實は、被告人が犯人であることを強く推認させるものといえる。」。

犯行声明文について、「五通の犯行声明文……は、その記載内容等からすれば、第一ないし第五事件の犯人である同一人物が作成したものと認められる。……(被告人方からの押収物等、画用紙メモの記載内容等から)被告人が犯行声明文でないし五を作成したと認めることができ、そのことは被告人が犯人であることを強く推認させるものといえる。」。

真犯人が存在するとの被告人の弁解について、「犯行声明文一ないし五や書きかけの犯行声明文に記載された内容には、コピー用紙や書きかけの犯行声明文が投函されたという平成二六年三月一三日の時点では知り得ず、予測することも到底困難なものが含まれるから、被告人の弁解は客観的な事実と反している。」。

また、真犯人が別に存在したと仮定しても、被告人が他人から恨まれていたような事情をうかがわせる証拠はなく、真

犯人が被告人を罪に陥れようとする理由もうかがわれないから、被告人の弁解は合理性を欠いている。」。

さらに、第一ないし第五事件という重大事案の犯行に関する不審物が自宅に投函されたというのに、警察に通報せず、家族にも相談しなかったという被告人の弁解は不自然であり、説得的な理由もない。加えて、被告人は犯人を推理するためにコピー用紙の内容を転記して画用紙メモを作成したとも弁解するが、被告人が警察に通報もせず、独自に犯人を推理することについての説得的な理由もない。」。

以上からすると、被告人の前記弁解は到底信用することができない。」。

ガスボンベに付着していた紙片について、「このことは、犯行現場に遺留されたガスボンベ等で構成される爆破装置が被告人方で組み立てられたものであること、ひいては、被告人が第二事件の犯人であることを強く推認させる事実といえる。」。

犯行の機会について、「被告人は二か月あまりの間に発生した第一ないし第五事件の全ての事件について犯行当時現場付近にいたことが証拠上認められるが、経験上このようなことが偶然起こり得るものとは考えられず、この事實は被告人

が第一ないし第五事件の犯人であることを強く推認させる<sup>10</sup>。

犯行の動機について、「犯行声明文の記載内容や、第一及び第五事件が北警察署又は警察の官舎を狙った事件であることと、第二ないし第四事件も北警察署管内で発生していることからすれば、第一ないし第五事件の犯人の犯行の動機は、北警察署及び同署に所属する警察官らに対する恨みによるものと認められる。

そして、被告人は、……窃盗事件につき北警察署の捜査員による捜査を受けているが、その過程では、被告人方の捜索の際に、女性警察官が被告人の隠していた万引きした年賀はがきを発見したり、被告人が用を足す際にトイレのドアが閉まらないように足を挟んだりしたなどの事実があったほか、引きあたり捜査の際の被告人の言動について警察官から注意されたり、盗んだ記憶のない店舗に連れて行かれて執ように追求されたことがあった。さらに、被告人が北警察署や北海道警察本部に対して窃盗事件の捜査が遅れていることについて苦情を申し入れたこともあった。これらの事情からすれば、被告人には、北警察署及び同署に所属する警察官らに対する恨みの感情を抱いてもおかしくない経緯があったという

べきであり、第一ないし第五事件の犯行の動機がなかったとはいえない<sup>11</sup>。

結論として、「以上検討したとおり、被告人が犯人であることを強く推認させる複数の事実があり、その推認を妨げる事情も認められないところ、このような事実が存在することは、被告人が第一ないし第五事件の犯人でなければ説明することができないものであるから、被告人が第一ないし第五事件の犯人であると認定した<sup>12</sup>。

量刑について、「まず、ガスボンベに関する事件についてみると、……いずれも複数本のガスボンベを爆発させることを企図した犯行であり、その場に居合わせた人の生命・身体等に危険を及ぼし得る、極めて危険性の高いものである。被告人は、事前にガスボンベと可燃物を組み合わせた物を作るなどして計画的に犯行に及んでいる上、わずか二か月余りの間に五件の犯行を連続して行っただけでなく、事件を起こすにつれて、ガスボンベの本数を増やしたり、爆発とともに多数の画びょうや釘を飛び散らせるなどして犯行の危険性を高めしており、かなり悪質な犯行である。

一連の犯行によって生じた財産的損害は高額であるし、第四事件では、焼損面積も小さいものではなく、負傷者をも生

じさせている。事件現場に居合わせた人々に強い恐怖感を与えただけでなく、限定された範囲で次々に起こる事件が報道されて周辺住民を大きな不安に陥れたことも容易に想像できる。そうすると、一連の犯行による結果は非常に重大なものというべきである。

被告人は、北警察署に対する恨みの感情から一連の犯行に及んでいるところ、……同署の捜査の過程に非難されるべき事情は見当たらず、被告人の感情はまさに逆恨みというほかない。そして、個人的なそのような感情から警察関係施設で犯行に及んだだけでなく、無関係の店舗や多くの人々を巻き込んでいたのであって、このことは強く非難されるべきである。

次に、窃盗事件についてみると、陳列棚から年賀はがきを根こそぎ全部窃取するという大胆な犯行を短期間に繰り返しており、悪質な犯行というほかなく、被害店舗に与えた財産的損害も大きい。また、金銭的に困っていたにせよ、切羽詰まった状況とまではいえないのであって、それにもかかわらず換金目的で万引きを行ったことは、強い非難を免れない。

これらの事情に照らすと、被告人の刑事責任は、燃料を使用した怨恨を動機とする現住建造物等放火罪の事案の中でも

まれに見るほど重い部類に属するというべきである。

そして、被告人は、第一ないし第五事件について不合理な弁解をしていて、反省する態度は全く見られず、そのきっかけとなった窃盗事件についても反省が深まっているとはいえない。また、被告人の法廷における言動からは警察に対する恨みが今なお根深いことがうかがえ、再犯の可能性もそれなりに認められる。

これらの事情も考慮すると、被告人の刑については長期間の服役が相当であり、主文のとおり刑を定めた。」。

### 【評釈】

一 本件で問題となるのは、以下の三点である。

第一は、本件各事件の罪名とくに放火罪と激発物破裂罪の関係である。本件では、窃盗事件に関する窃盗罪のほか、第一事件について激発物破裂罪、第二事件について建造物侵入罪及び現住建造物等放火未遂罪、第三事件について建造物侵入罪及び激発物破裂罪、第四事件について建造物侵入罪及び現住建造物等放火罪、第五事件について住居侵入罪及び激発物破裂罪が成立するとの検察官の主張がすべて認められている。激発物破裂罪に関する第一一七条は、「火薬、ボイラーそ

他の激発すべき物を破裂させて、第八八条に規定する物又は他人の所有に係る第九九条に規定する物を損壊した者は、放火の例による。第九九条に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第一百十条に規定する物を損壊し、よつて公共の危険を生じさせた者も、同様とする。」と規定しており、その目的物としては、現住建造物等放火罪に関する第一〇八条の現住建造物等、非現住建造物等放火罪に関する第一〇九条の非現住建造物等、建造物等以外放火罪に関する第一一〇条の建造物等以外の三種類を認めることができる。

そして第一、第三事件の目的物はいずれも建造物等以外にあたる普通乗用車であるから、第一一〇条の刑すなわち「一年以上一〇年以下の懲役」が用いられる。これに対し、第五事件の目的物は現住建造物にあたる警察公宅であるから、第一〇八条の刑すなわち「死刑又は無期若しくは五年以上の懲役」が用いられる。現住建造物等放火罪では、既遂時期は「焼損」に至つた時点とされ、「焼損」の定義については、火が放火の媒介物を離れて目的物に燃え移り、独立して燃焼作用を継続する状態に達した時点とする独立燃焼説<sup>①</sup>、火力によって目的物の重要部分が消失し、その本来の効用を喪失したときに焼損となるとする効用喪失説<sup>②</sup>、「燃え上がったこと」すなわ

ち目的物の主要な部分が燃焼を開始した時点をもつて焼損となるとする燃え上がり説<sup>③</sup>、火力によつて目的物が毀棄罪における損壊の程度に達した時点をもつて焼損となるとする毀棄説<sup>④</sup>などが激しく対立する。判例は独立燃焼説を採るところ<sup>⑤</sup>、これを激発物破裂罪に適用するならば、激発物が破裂して目的物を損壊した時点をもつて、本罪が既遂に至つたと解される。従つて、第一〇八条または第一〇九条型の激発物破裂罪では、建具や畳等の取り外しのできる部分を損壊しただけでは既遂には足りないが、建造物の一部の損壊があれば足りるということにならう<sup>⑥</sup>。本件第五事件では、出入口の引き戸の窓ガラス等の損壊によつて、第一〇八条型の激発物破裂罪が既遂に至つたと解されているが、引き戸等の取り外しが困難であつたということであろうか。

さらに、第二、第四事件では、被告人は激発物を破裂させ、それをもつて現住建造物等を焼損させようとしている。激発物破裂罪について、ガスボンベの連鎖破裂等が発生した場合に第一一一条に規定される延焼罪の適用があるかは学説上の対立がある<sup>⑦</sup>。しかし、激発物破裂を放火の手段として用いた場合には、本罪が準放火罪と解されていることを根拠に、激発物破裂による延焼罪ではなく放火罪を適用すべきと解され

ている。<sup>(8)</sup> 本判決もこれに倣って現住建造物放火罪を適用し、第二事件では商品と紙箱を焼損するにとどまったため現住建造物放火未遂罪、第四事件ではトイレの壁に燃え移って独立燃焼したため同既遂罪の成立を認めたものと思われる。

二 第二は、本判決は、状況証拠を積み重ねて被告人を第一ないし第五事件の犯人と認定したが、この認定方法が妥当であつたかという点である。

本件については、被告人は第一ないし第五事件について一貫して犯行を否認していた。さらに、被告人が逮捕された平成二六年四月三〇日以降も、同年五月四日に石狩市の北警察署駐在所にてガスボンベが爆発した事件<sup>(9)</sup>、同年五月六日に札幌市北区の大型書店にてガスボンベが爆発し少なくとも千本の釘が散乱していた事件<sup>(10)</sup>、同年五月二〇日に石狩市の北警察署駐在所にてガスボンベが爆発し約千本の釘が散乱していた事件<sup>(11)</sup>、同年七月三日に旭川市の小学校グラウンドにてガスボンベが爆発した事件<sup>(12)</sup>が発生していた。警察は、これらの事件について当初から一貫して模倣犯としていたものの、一部では被告人はえん罪ではないかとの報道もなされていた。<sup>(13)</sup>

被告人が否認する放火事件における犯人の認定に関する近

年の判例としては、以下のものが挙げられる。

東京高裁判平成二一年一月二一日高刑速平成二一年一五八頁は、自動車への放火による器物損壊罪の前科のある被告人が、ビル連続放火の犯人が争われた事案について、非現住建造物等放火一件につき、放火現場のビルから出てきた被告人を目撃した旨の目撃者二名の供述、燃焼実験の結果から、被告人が放火犯人であると認定した。さらに現住建造物等放火一件につき、放火現場のビル周辺に設置された防犯ビデオカメラや捜査用ビデオカメラに放火時刻の前後に被告人が本件現場付近を歩いている姿が撮影されていることから、被告人が放火犯人であると認定した。

東京地裁判平成二二年七月八日(判例集未登載)は、窃盗、現住建造物等放火他の前科のある被告人が現住建造物等放火の犯人が争われた事案について、放火翌日に建造物室内から発見された遺留物のDNA型が一致し、被告人が侵入して窃盗をしたことを自認したこと、被告人が当時ライターを所持していたこと等から、「本件放火の犯人である可能性はかなり高いものというべきである」としたが、建造物に侵入可能な約五時間二〇分の間に、被告人が侵入して立ち去った後に第三者が侵入して放火した可能性を完全に否定することは

できないとして、住居侵入罪、窃盗罪についてのみ有罪とした。

以上の判例からは、放火された建造物等に事故当日に侵入していたことが明らかであったとしても、建造物に侵入可能な時間の幅が広い場合には放火犯人として必ずしも認定し得ないが、放火時刻の前後にビデオカメラで撮影されているなどした場合には、前科及び余罪も関係するものの、基本的には放火犯人として認定しうるとの立場を見て取ることができ。これに照らすと、本件事案では、被告人は第一ないし第五事件すべての事件について、事件当時に現場にいたことが防犯カメラ等にて明らかであるから、画用紙メモ、犯行声明文、ガスボンベに付着していた紙片等の他の証拠とも併せて、被告人を激発物破裂、放火の犯人として容易に認定しうることになろう。

三 第三は、本件の懲役一八年という量刑が妥当かという点である。

激発物破裂罪に関する判例は、重過失激発物破裂罪、業務上過失激発物破裂罪に関するものを除けば極めて少なく、かろうじて以下の二件を挙げることでできるとどまらる。

東京高判昭和五四年五月三〇日判時九四〇号一二五頁は、アパート二階に居住していた被告人が借金苦から、天然ガスを自宅室内に充滿させて自殺を図ったものの死に切れず、右ガスを爆発させて自殺しようとして、自動点火装置のあるテールコンロのコックのつまみを回して発火、その火を室内に充滿していたガスに引火させて爆発させ、同アパートほか一一棟の建造物を損壊（負傷者数名、損害額約二、二〇〇万円）した事案について、自殺を企てた経緯がすべて被告人の身勝手な行動に基因すること、自殺の方法が他人に対する危険や損害を一顧だにしないものであること、損害が大きいことから刑事責任は重いが、他方、被告人も重傷を負ったこと被害者二四名から宥恕を得たこと、犯行後信仰の道に入り、現在はまだじめに働いていること、前科前歴がないことを斟酌し、懲役七年の求刑に対し量刑を懲役五年とした原判決を妥当とした。

山口地判平成一七年一月一六日（判例集未登載）は、店舗兼共同住宅A荘の一室に居住していた被告人が、ホステスとの交際のための借金苦及びホステスに他に男ができたものと疑心暗鬼になるなどして、都市ガスを自宅室内に充滿させて自殺を図ったものの死に切れず、右ガスを爆発させて自殺

しようと企て、ライターを点火して破裂させ、A荘を損壊（損害額一、〇〇〇万円以上）、隣室居住者を負傷（全治三日）させた事案について、自殺を企てた経緯が無計画かつ無分別な生活態度に起因し同情の余地に乏しいこと、自殺の方法が他人に対する危険を何ら顧みないものであること、物的損害は大きいが被告人は多額の負債を抱え弁償能力に乏しいこと、前科三犯、うち二犯は懲役刑を受刑し、その最終の刑を受け終わってから一年あまりで本件犯行を敢行し、規範意識が相当程度鈍磨しているといわざるを得ないことから刑事責任は重いが、他方、A荘の所有者に対しては同人が付保していた火災保険から保険金が支払われ、財産的損害の相当額については填補されていること、被告人自身も顔面及び両上肢に熱傷を負っていること、被告人は既に七〇歳近い高齢であること、被告人は反省の意を表するとともに、今後は取りとめた一命を大切にして生きていきたいと述べ、二度と同じ過ちを繰り返さない旨誓約していることなどを総合考慮し、量刑を懲役五年とした。

以上二件とも、目的物が現住建造物である重い第一〇八条型の激発物破裂罪に該当するものの、その量刑は懲役五年と本件より大幅に軽い。しかし、これらはいずれも被告人が自

殺を企図してガスを爆発させた事案で、他人への攻撃のために激発物を破裂させたものではないため、本件のための量刑資料としては参考とまらない。むしろ参考とすべきは放火罪の量刑であろう。とくに、連続放火事件、かつ被告人に殺意がない、すなわち放火が殺人の手段として用いられていない事案の量刑は参考となりうる。

殺意なき連続放火事件において、死者がない場合の近年の判例としては、以下のものを挙げることができる。

甲府地判平成一七年一月一〇日（判例集未登載）は、消防団に所属していた被告人が、ストレスを解消するため、約一年余りの間に、現住建造物等放火未遂一件、非現住建造物等放火一件、建造物等以外放火一件、器物損壊二件の連続放火（被害額計一三〇〇万円）をした事案について、独善的な犯行で常習性も顕著であるが、真摯な反省の態度を示し、被害者らに対する謝罪の意思を表明していること、道交法違反の罪による罰金前科以外に前科がないこと等を考慮して懲役六年とした。

青森地弘前支判平成一八年三月二三日（判例集未登載）は、被告人が一時一五分の間に行った現住建造物・非現住建造物への連続放火六件（非現住建造物全焼三棟、現住建造物一

部焼損）、器物損壊二件について、幸いにも延焼・類焼といった甚大な結果が発生しなかったこと、連続放火ではあるが短時間のうちに行われ、被告人に放火の常習性や性癖があるとまでは言えないこと、慰謝料として一万円ずつが送金されたこと、実父及び交際の女性が被告人の更生に対する助力を誓約していること、被告人が反省の情を示していること等を考慮して懲役一〇年とした。

神戸地判平成一九年四月一九日（判例集未登載）は、被告人が市営住宅への延焼の可能性を認識しつつ、建物内に駐輪中のバイクやエレベーターに放火し建物の一部を焼損した二件の現住建造物等放火、通路に駐輪中の自転車のサドルを焼失させた一件の器物損壊の事案について、「建物の焼損は居住部分には及ばなかったこと、判示第一の犯行について未必的な故意にとどまるなど、被告人は本来建物全体に対する延焼までは意図していなかったこと、被害者に対し謝罪文を作成するなど被告人なりに反省の態度を示していること、被告人には前科前歴がないこと、被告人は本件により相当長期間身柄拘束を受けていること、被告人の病状や介護しなければならぬ父親の存在など被告人のために酌むべき事情も考慮して」懲役六年とした。

以上から、死者を生じなかった連続放火事件の量刑の相場は、第一〇八条型の放火を含んでいたとしても懲役六〜一〇年ということになるが、上掲判例ではいずれも被告人が犯行を自認し、反省の情を示している。これに対し本件では、被告人は犯行を自認しておらず、従って反省の情も示していないから、この点は刑を重くする方向に強く働くこととなる。

一方、殺意なき連続放火事件で死者を生じた場合の近年の判例としては、以下のものを挙げることができる。

東京高判平成二〇年五月一五日判時二〇一九号一二七頁は、ピック車の被告人が大型ディスプレイショップおよびスーパーマーケットに連続放火し、未遂六件、既遂一件（全焼、三名死亡）、うち三件で火事場騒ぎに乗じ窃盗をした事案について、完全責任能力を認めただうえで、犯行を自供し反省の情を示していること、しかしながら短絡的かつ身勝手な動機から大型量販店に対する放火に及び、死者が発生した後もこれを顧みず、繰り返し同様の放火に及んだこと等を考慮し無期懲役とした原判決を維持した。

東京地判平成二〇年六月二五日（判例集未登載）は、現住建造物（第一〇八条）六件（うち未遂二件）、非現住建造物（第一〇九条一項）一件、建造物等以外放火（第一一〇条一項）

二件、計九件の連続放火、五件の住宅侵入（第一三〇条）をし、一件で居住者二名が死亡した事案について、最も重い罪につき自首が成立し、他についても一貫してすべての事実を認めていること、一部は示談が成立していること、前科前歴がないこと等を考慮して、無期懲役の求刑に対し懲役三〇年とした。

大阪地判平成二六年五月二三日（判例集未登載）は、被告人が、母親から仕事を探すよう小言を言われ、鬱積した気持ちを晴らすため、現住建造物（第一〇八条）六件、非現住建造物（第一〇九条一項）四件、建造物等以外放火（第一一〇条一項）五件、計一五件の連続放火、一件の邸宅侵入（第一三〇条）をし、一件で居住者二名が死亡した事案について、「平成二〇年四月以後の量刑資料には殺人を伴わない放火で無期懲役とされたものはなく、最も重いもので懲役三〇年に止まっているが、本件はそれら過去の事例よりも相当重いと評価すべき事案である。そこで、被告人が捜査段階から素直に罪を認め、反省の態度を示していることなどを考慮しても、無期懲役を選択することはやむを得ないと判断した。」と判示した。

以上から、死者を生じた連続放火事件の量刑の相場は無期

懲役ないし懲役三〇年ということになるが、上掲判例のいずれの被告人も犯行を自認し、反省の情を示している。

他方、連続放火ではない、殺意なき放火事件にて死者を生じた場合の近年の判例としては、以下のものを挙げる事ができる。

長野地松本支判平成二五年三月四日判時二二二六号一三頁は、被告人が、同居していた義父母からの叱責に不満やストレスを募らせ、不審事件を起こして別居して妻と二人暮らしをしようと考え、自宅車庫内に駐車中の妻所有の車のタイヤ、家族五名が同居する自宅に放火した事案（自宅全焼、隣家倉庫内物品焼損、二名死亡）について、被害が大きいこと、被告人が否認し続けていること、慰謝の措置が一切執られていないこと等から、求刑通り懲役二〇年とした。連続放火事件ではなく、動機も上記の通りであるから被告人の再犯可能性は低いが、被告人が犯行の一切を否認したために量刑について争うことが困難であったと予想される。

本件は殺意なき連続放火事件において、負傷者一名を出したものの死者はないから、損害額等を考慮しても懲役一〇年前後が本来は相場といえようが、被告人が第一ないし第五事件について犯行を一切否認し、窃盗事件についての犯情も悪

いことを考慮すると、本判決が言うように被告人の再犯可能性は一定以上認めうるであろう。加えて、被告人が第一ないし第五事件について犯行を否認したことで、量刑について争うことが困難であったとも予想される。以上から、懲役一八年の量刑は必ずしも不当でないように思われる。

- (1) 団藤重光『刑法綱要各論』(第三版・一九九〇年)一九四頁、藤木英雄『刑法講義各論』(一九七六年)八八頁、西田典之『刑法各論』(第六版・二〇一二年)三〇二頁。
- (2) 瀧川幸辰『刑法各論』(増補・一九六八年)二二六頁、香川達夫『刑法講義(各論)』(第三版・一九九六年)一七二頁、曾根威彦『刑法各論』(第五版・二〇一二年)二一九頁、井上宜裕『放火罪における焼損の意義』西田他編『刑法の争点』(二〇〇七年)一一二頁。
- (3) 小野清一郎『刑法講義各論』(新訂三版・一九五〇年)七五頁、福田平『刑法各論』(全訂第三版増補・二〇〇二年)八七頁。
- (4) 江家義男『刑法各論』(増補・一九六三年)九二頁、大塚仁『刑法概説(各論)』(第三版増補版・二〇〇五年)三七二頁、大谷實『刑法講義各論』(新版第四版補訂版・二〇一五年)三八頁。
- (5) 大判大正七年三月一五日刑録二四輯二一九頁。
- (6) 団藤編『注釈刑法(三)』(一九六五年)一九一頁(藤木)、

大塚他編『大コンメンタール刑法第七卷』(第三版・二〇一四年)一一四頁(川上拓一)。

- (7) 積極説に立つものとして、団藤編『注釈刑法一九二頁(藤木)、大塚編『大コンメンタール一五頁(川上)。消極説に立つものとして、大塚『注解刑法』(増補第二版・一九七七年)五六八頁、小野『中野次雄』植松正『伊達秋雄』ボケット註『積全書刑法』(第三版増補・一九八八年)二八七頁(中野)。
- (8) 団藤編『注釈刑法一九二頁(藤木)、大塚編『大コンメンタール一五頁(川上)』。
- (9) 朝日新聞二〇一四年五月五日朝刊三二頁。
- (10) 朝日新聞二〇一四年五月七日夕刊一〇頁。
- (11) 朝日新聞二〇一四年五月二〇日夕刊一一頁。
- (12) 朝日新聞二〇一四年七月四日朝刊二七頁。
- (13) 週刊朝日『札幌連続ボンベ爆発事件、北海道警、誤認逮捕』疑惑、ワイド特集・集団的自衛権」二〇一四年五月二三日版一三四頁。
- (14) なお、量刑を無期懲役とした前掲東京高判平成二〇年五月一五日は「平成二〇年四月以後」の「殺人を伴わない放火」事件である。